

7月23日（木・祝）は、設備点検のため、施設予約システムを導入している施設（泉市民体育館を除く）での端末利用と本申請の手続きが利用できません。☎各施設または生涯学習推進センター ☎（527）5757

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等は国民健康保険料の減免が受けられます

☎保険年金課賦課係・内線1406

新型コロナウイルス感染症の影響のため、事業収入・給与収入等が前年より一定程度減少した世帯等は、申請により、国民健康保険料の減免が受けられます。

●対象世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する世帯
 - 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の30%以上であること。
 - 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

●減免対象となる国民健康保険料

納期が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの

●申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は原則として郵送で受け付けます。国民健康保険料減免申請書（お電話いただければ郵送します。市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を書いて、必要資料を添えて任意の封筒で郵送してください。

●減免額

- ①は全額免除する。
- ②は、下記のとおり、減免対象保険料の全部または一部を減額する。

減免額＝減免対象保険料 (A×B/C) ×D

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額
- B：世帯の主たる生計維持者の、減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C：主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の前年の合計所得額
- D：前年の合計所得金額に応じた減免割合（下表）

前年の合計所得金額	減免割合（D）
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

7月上旬に納入通知書を郵送します

令和2年度分の国民健康保険料の納入通知書を7月上旬に世帯主宛てに郵送します（世帯員のみが加入している場合も同様）。
納入通知書は保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。保険料は、7月から令和3年3月までの9期に分けて納めていただきます（年金天引きの場合は年6回）。

後期高齢者医療制度の保険料等を改定

☎保険年金課賦課係・内線1406

後期高齢者医療制度（75歳以上。一定の障害がある方は65歳以上）の保険料率等は、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行い決定しています。令和2・3年度は、右図のとおりです。なお、令和2年度の納入通知書は7月上旬に郵送します。

●令和2・3年度の保険料の計算方法

[]内は平成30・31年度
実際の保険料の算定には、所得に応じた軽減制度（所得割、均等割）があります。

均等割額
被保険者1人当たり
44,100円
〔43,300円〕

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額※×
8.72%
〔8.80%〕

=

年間保険料額
（上限額は64万円）
〔62万円〕

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

●軽減が見直されました

①軽減特例の見直し

後期高齢者医療制度では、法律に基づいて、所得が一定基準以下の方に対して保険料の軽減を実施していますが、その中でも特に所得の低い方等を対象に、特例としてさらなる保険料の軽減を行い、その分を国の費用で補ってきました。しかし今後、医療費の増大が見込まれる中で、低負担で安心して医療にかかる後期高齢者医療制度を維持するために、保険料の軽減特例が下表のとおり見直されることになりました。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 （基準額は令和2年度の数字です）		軽減割合	
		令和2年度	参考 令和3年度
33万円以下	被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	7割	
	上記以外	7.75割	7割
33万円+（28.5万円×被保険者数）以下		5割	
33万円+（52万円×被保険者数）以下		2割	

②被扶養者だった方の軽減措置

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されません。平成31年度以降、均等割額の軽減は加入から2年を経過する月までの間に限り実施することになりました。変更に伴い、平成29年4月30日以前に後期高齢者制度の対象となった被扶養者の方は平成31年3月31日をもって軽減期間が終了しました。
なお、低所得による均等割額の軽減（7.75割、7割、5割、2割）に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。